

# 相模原浄水場排水処理施設整備事業

## 実施方針（案）

令和7年3月  
(令和7年7月修正)

神奈川県内広域水道企業団

## 目 次

○ 用語の定義.....	1
○ 本書の位置づけ.....	3
<b>第1 本事業の概要 .....</b>	<b>4</b>
1 事業の目的 .....	4
2 事業内容に関する事項.....	4
(1) 事業名称.....	4
(2) 公共施設等の管理者の名称.....	4
(3) 事業場所.....	4
(4) 事業形態.....	4
3 対象施設.....	7
(1) 対象施設の概要.....	7
(2) 整備対象施設及び主な整備内容 .....	9
(3) 運転維持管理業務の対象施設 .....	10
<b>第2 事業者の募集及び選定に関する事項 .....</b>	<b>12</b>
1 事業者の募集及び選定方法.....	12
(1) 事業者に求める役割.....	12
(2) 事業者選定方法.....	12
2 事業者の募集及び選定の手順 .....	13
(1) 事業者の募集及び選定スケジュール .....	13
(2) 応募手続き等.....	14
<b>第3 入札参加者の備えるべき参加資格要件.....</b>	<b>17</b>
1 応募グループの構成等 .....	17
(1) 応募グループの構成等 .....	17
(2) 事業スキーム（参考例） .....	18
2 共通の参加資格要件 .....	19
3 各業務における参加資格要件 .....	20
(1) 工事を実施する企業の要件 .....	20
(2) 設計業務を実施する企業の要件 .....	22
(3) 運転維持管理業務を実施する企業の要件 .....	23
(4) 入札参加資格の確認 .....	23
<b>第4 審査及び選定に関する事項 .....</b>	<b>24</b>
1 総合評価審査委員会 .....	24
2 入札参加者の評価方法 .....	24
3 落札者の決定 .....	24
4 落札者の制限 .....	24
5 評価結果等の公表 .....	24
<b>第5 落札後の手続 .....</b>	<b>25</b>
1 建設JVの結成 .....	25
2 運転維持管理JVの結成 .....	25

<b>第 6 提出書類の取扱い</b> .....	26
1 技術提案の使用及び保護 .....	26
2 特許権等 .....	26
<b>第 7 民間事業者の責任明確化等事業の適切かつ確実な実施の確保に関する事項</b> .....	27
1 基本的な考え方 .....	27
2 要求水準 .....	27
3 予想されるリスクと責任分担 .....	27
4 事業の実施状況のモニタリング .....	27
<b>第 8 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項</b> .....	28
<b>第 9 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項</b> .....	29
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合 .....	29
(1) 企業団による是正勧告等及び基本契約等の解除 .....	29
(2) 基本契約等の解除に伴う損害 .....	29
2 企業団の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合 .....	29
(1) 事業者による基本契約等の解除 .....	29
(2) 基本契約等の解除に伴う損害 .....	29
3 その他の事由により事業の継続が困難となった場合 .....	29
<b>第 10 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項</b> .....	30
1 法制上及び税制上の措置に関する事項 .....	30
2 財政上及び金融上の支援に関する事項 .....	30
<b>第 11 対価の支払に関する事項</b> .....	31
1 設計及び工事業務に係る対価 .....	31
2 運転維持管理業務に係る対価 .....	31
3 プロフィットシェア .....	31
<b>第 12 その他</b> .....	32
1 予定価格 .....	32
(1) 予定価格の公表 .....	32
(2) 低入札価格調査等 .....	32
2 入札及び契約手続等 .....	32
(1) 入札保証金 .....	32
(2) 契約保証金 .....	32
3 入札に伴う費用負担 .....	32
4 情報公開及び情報提供 .....	32
5 本事業の実施方針に関する問い合わせ先 .....	32
6 その他 .....	32

## ○ 用語の定義

用語	定義
企業団	神奈川県内広域水道企業団をいう。
本事業	神奈川県内広域水道企業団 相模原浄水場排水処理施設整備事業による事業をいう。
本施設	本事業の対象施設をいう。
応募グループ	本事業への入札参加に対して複数の企業で構成される応募グループをいう。
入札参加者	本事業の入札に参加する応募グループをいう。
構成企業	応募グループを構成する者をいう。
総合評価審査委員会	本事業の総合評価一般競争入札に係る申込のうち、落札者決定基準の設定及び価格以外の評価等を行うため設置する委員会。
落札者決定基準	本事業の総合評価一般競争入札に係る申込のうち、価格その他の条件が企業団にとって最も有利なものを決定するための基準。
落札候補者	入札参加者のうち、企業団と基本契約の締結を予定する者として、総合評価審査委員会が決定した者をいう。
落札者	落札候補者について、企業団と基本契約の締結を予定する者として、企業長が決定した者をいう。
事業管理者	神奈川県内広域水道企業団企業長をいう。
事業者	企業団と設計及び施工に係る工事請負契約（以下、「工事請負契約」という。）並びに運転維持管理に係る委託契約（以下、「運転維持管理委託契約」という。）を締結し、本事業を実施する者をいう。
基本契約	本事業に係る基本的事項について定める企業団と事業者の間に締結される契約をいう。
基本契約等	基本契約、工事請負契約及び運転維持管理委託契約の総称をいう。
保守点検	土木構造物、建築物、機械・電気設備について、損傷、変形、腐食、異臭及びその他の異常の有無を確認することをいう。
建築物	建築基準法第2条1項に定義される建築物であり、同3項に定義される建築設備を含むものをいう。
修繕	消耗品等を交換し、部分的に劣化した部位・部材又は機器等の性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
計画修繕業務	排水処理事業が安定的に行われるよう計画的に行う修繕をいう。
計画外修繕業務	突発的な故障等が発生した際に行う修繕をいう。
新設施設	本事業期間中に、事業者が新設する施設をいう。
既設施設	本事業開始前から存続する企業団が設置した施設をいう。 既設施設は、撤去対象施設、継続利用施設に分類される。
撤去対象施設	既設施設のうち本設計・工事期間中に、事業者が撤去する施設をいう。

用語	定義
継続利用施設	既設施設のうち本事業期間中を通じて使用する施設をいう。
建設JV	本事業の事前調査業務・設計業務・工事業務を実施する複数の企業により構成される共同企業体をいう。
維持管理JV	本事業の運転維持管理業務を実施する複数の企業により構成される共同企業体をいう。

## ○ 本書の位置づけ

神奈川県内広域水道企業団 相模原浄水場排水処理施設整備事業実施方針（以下、「実施方針」という。）は企業団が、相模原浄水場排水処理施設整備事業を DBO（Design Build Operate）方式により実施するにあたり、本事業の概要を説明するとともに、本事業に係る事業者の募集及び選定に関する手順や考え方等を明らかにすることを目的としている。

## 第1 本事業の概要

### 1 事業の目的

相模原浄水場は昭和 49 年から供給を開始した浄水場であり、酒匂川及び相模川から取水された水が相模原ポンプ場を経由して送られ、ここで処理された浄水は神奈川県営水道及び横浜市営水道に供給している。

相模原浄水場の排水処理施設は、平成 17 年度に竣工した施設であるが、脱水機が 2 系列であることから設備稼働率が高く、リスク管理の観点から 3 系列目の脱水機の早期増設が望まれる。

そこで本事業では、事業者の創意工夫が最大限に発揮され、より効率的に整備がされることを期待して、排水処理施設の維持管理業務も含めた D B O 方式により経年化した脱水機設備を含む排水処理施設の増強と更新を実施するものである。

### 2 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名称

相模原浄水場排水処理施設整備事業

#### (2) 公共施設等の管理者の名称

神奈川県内広域水道企業団 企業長 城 博俊

#### (3) 事業場所

相模原市南区下溝 3101 番地（排水処理施設内（別紙 1 及び別紙 2 参照）

#### (4) 事業形態

##### ア 本事業の方式

設計及び施工並びに運転維持管理委託一括発注方式（D B O 方式）

本事業については、水道法第 24 条の 3 に規定する第三者委託は適用しない。

本事業は、事業者による S P C （特別目的会社）設立は予定していない。

##### イ 対象業務範囲

本事業において、事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。詳細は、要求水準書による。

###### (ア) 事前調査・設計業務

###### (イ) 建設工事業務

###### (ウ) 運転維持管理業務

###### a 運転管理業務

###### b 保守点検業務

###### c 計画修繕業務

###### d 計画外修繕業務

###### e 脱水土分析、汚泥運搬・処分業務

###### f その他業務

###### (a) 排水処理施設内清掃業務

- (b) 堆積汚泥の収集運搬、清掃業務
- (c) 水質測定（ピコプランクトン対応含む）業務
- (d) 施設の応急復旧
- (e) 消耗品調達業務
- (f) 植栽管理業務

ウ 事業者選定方式  
総合評価落札方式

エ 本事業のスケジュール（予定）

- |                   |   |
|-------------------|---|
| ・ 基本契約の締結         | 令和 8 年 10 月頃  |
| ・ 建設工事請負契約の締結     | 令和 8 年 11 月頃  |
| ・ 運転維持管理業務委託契約の締結 | 令和 8 年 11 月頃  |
| ・ 事業期間            | 令和 8 年度～令和 33 年度<br>※契約日から令和 34 年 3 月 31 日まで            |
| ・ 設計・工事期間         | 令和 8 年 11 月～令和 18 年度<br>※契約日から令和 19 年 3 月 31 日まで        |
| ・ 引継ぎ期間（運転維持管理）   | 令和 8 年 11 月～令和 9 年 3 月 31 日                             |
| ・ 運転維持管理期間        | 令和 9 年 4 月～令和 34 年 3 月 31 日<br>※契約日から令和 34 年 3 月 31 日まで |

※ただし、設計・工事期間を短縮する提案をした場合においても、運転維持管理期間は上記期間を変更しないものとする。

オ 本事業期間終了後の措置

企業団は、事業期間終了後も排水処理施設を継続して使用するため、次期事業者に適切に引き継ぐこと。

なお、本事業で整備した全ての施設が事業期間終了時点において保持すべき性能について要求水準書で示すものとする。

(5) 本事業に関連する主な法令等

事業者は、本事業を実施するにあたり、以降の関係法令等を遵守する。

事業期間中に改正や改訂等があった場合は最新のものを適用するが、本事業の要求水準や事業者提案等に影響を与えることが明らかとなった場合は、企業団と協議のうえ、その扱いを定める。詳細は、要求水準書で示すものとする。

本事業に関連する関係法令等

1	水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
2	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
3	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
4	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
5	電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
6	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
7	水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
8	下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
9	大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
10	土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
11	騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
12	振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
13	悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
14	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
15	道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
16	電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
17	計量法（平成 4 年法律第 51 号）
18	労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
19	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
20	労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）
21	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
22	毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）
23	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
24	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
25	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
26	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
27	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
28	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
29	製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）
30	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
31	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）
32	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
33	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）

34	個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
35	ボイラ一及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）
36	石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）
37	文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
38	首都圏近郊緑地保全法（昭和 41 年法律第 101 号）
39	その他本事業に関連する法令等

### 3 対象施設

#### （1）対象施設の概要

ア 相模原浄水場排水処理施設の基本諸元

設計及び建設工事の対象施設は相模原浄水場排水処理施設であり、基本諸元を表 1-1 に示す。

表 1-1 基本諸元

項目	内 容
施設名称	排水処理施設
施設能力（浄水処理）	（現況） 527,600 m <sup>3</sup> /日
処理汚泥等	浄水処理汚泥 (浄水処理方式：凝集沈殿 + 急速ろ過)
機械脱水方式	（既 設） 短時間型加圧脱水機 (更新後) 機械脱水方式

#### イ 計画水量

対象施設に求める施設能力を表 1-2 に示す。相模原浄水場から排出される排水、汚泥等に対応可能なものとする。

表 1-2 計画処理能力

施設能力（浄水処理）	対象処理水
（将来の想定） 604,000m <sup>3</sup> /日	沈でん池汚泥、ろ過池洗浄排水等

#### ウ 工事区域及び運転維持管理区域

相模原浄水場排水処理施設内の工事区域及び運転維持管理区域は、別紙 1 及び別紙 2 に示す事業範囲図のとおりとする。運転維持管理区域は、事業範囲のうち、後日公表する要求水準書に示す運転維持管理業務を履行するために必要な部分とする。

## 工 立地条件

相模原浄水場排水処理施設の立地条件（令和7年3月時点）は表1-3に示すとおりである。

表1-3 相模原浄水場排水処理施設立地条件

項目	内 容								
都市計画区域	都市計画区域内								
市街化区域	市街化調整区域								
用途地域	非該当								
防火区域	非該当								
高度地区	非該当								
宅地造成工事規制区域	非該当								
敷地周辺の用途地域	別紙3参照								
接道種別	北側 —	南側 一部 第42条1項1号	東側 —	西側 第42条1項1号					
容積率	80%								
建ぺい率	50%								
高さ制限	制限あり								
日影規制	対象	軒の高さが7mを超える建築物または、地階を除く階数が3以上の建築物							
	平均地盤面からの高さ	1.5m							
	日影規制時間	5m<敷地境界線からの水平距離≤10m	3時間	10m<敷地境界線からの水平距離	2時間				
北側制限	規制なし								
騒音規制 (法・条例)	午前8時～午後6時	午前6時～午前8時 午後6時～午後11時	午後11時～午前6時						
	55デシベル	50デシベル	45デシベル						
振動規制 (法・条例)	午前8時～午後7時		午後7時から午前8時						
	65デシベル		55デシベル						
悪臭防止法	規制地域内								
景観条例	届出対象	高さ12m超、延べ面積が1,000m <sup>2</sup> 以上の建築行為等							
	ゾーン区分	まちの地域							
首都圏近郊緑地保全区域	該当								
浸水区域等	一部該当								
土砂災害区域等	非該当								
がけ条例	非該当								
埋蔵文化財包蔵地(遺跡)	一部該当								
バリアフリー条例	整備対象施設に該当(基準適合への努力義務) →工場及び事務所の用途が1000m <sup>2</sup> 以上の場合、事前協議が必要								

中高層建築物	高さが 12 メートル以上又は地階を除く階数が 4 以上の建築物で、当該建築物により冬至日の真太陽時による午前 8 時から午後 4 時までの間において平均地盤面に日影が生ずる範囲内で、かつ、当該建築物の敷地の境界線からの水平距離がその高さの 2 倍以内の範囲に第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域又は用途地域の指定のない区域（都市計画法第 7 条第 1 項に規定する市街化区域及び市街化調整区域内の区域内に存するものを除く。）がある場合の当該建築物。
--------	--

## （2）整備対象施設及び主な整備内容

本事業の整備対象施設と主な整備内容を表 1-4 に示す。本事業では、既設施設を稼働しながら新たな排水処理施設（新設排水処理棟、脱水機）を隣接用地に建設し、切替えを行う。その後、既設排水処理施設の脱水機を更新する。

表 1-4 整備対象施設及び整備内容

		主な整備内容	備考
排水池	攪拌機、弁	・設備（駆動装置）の撤去、新設	
	電気設備	・設備（現場盤、計装）の撤去、新設	
排泥池	搔寄機、弁	・設備（駆動装置）の撤去、新設	
	汚泥引抜ポンプ	・設備の撤去、新設	
	電気設備	・設備（現場盤、計装）の撤去、新設	
濃縮槽	搔寄機	・設備（駆動装置）の撤去、新設	
	濃縮汚泥引抜ポンプ	・設備の撤去、新設	
	電気設備	・設備（現場盤、計装）の撤去、新設	
旧排水処理棟	旧排水処理棟	・建築物・建築付帯設備の撤去	※1
既設排水処理棟	既設排水処理棟	・耐震補強、開口部新設・補強、建築付帯設備の撤去、新設	※2
	脱水機設備	・設備の撤去・新設	※3
	補器類、配管等	・設備の撤去・新設	
	電気設備	・設備の撤去、新設	
新設排水処理棟	新設排水処理棟	・建築物・建築付帯設備新設	
	脱水機設備	・設備の新設	※3
	補器類、配管等	・設備の新設	
	電気設備	・設備の新設	
排水処理本館	監視制御設備	・設備（監視制御、ITV 設備）の新設	※4
	排水処理本館	・建築物・建築付帯設備の撤去	※5
	電気設備	・設備の撤去	
その 他	放流水設備	・躯体・設備の撤去	
	排水槽	・設備の撤去、新設	
	緊急用ストックヤード	・新設	※6
	管廊	・一部の新設、撤去	※2
	場内配管等	・脱水機設備の切替に伴う整備	
	造成、場内整備等	・排水処理棟の撤去、新設に伴う整備	

- ※1 旧排水処理棟内部の設備は撤去済
- ※2 維持管理上、必要の場合は新設排水処理棟と既設排水処理棟を管廊で接続する。ただし、維持管理性が確保できる場合、管廊の新設は必須としない。管廊で接続の場合、開口を設けて接続するが、開口を設けたことによる補強を行う（詳細は要求水準書に示す）。
- ※3 脱水機設備は、新設排水処理棟と既設排水処理棟に設けることを基本とするが、設置場所についての事業者提案は可能とする。
- ※4 凈水処理用の監視制御設備の機能増設は別途工事とする。
- ※5 排水処理本館はその機能を新設排水処理棟に移設した後に撤去する。
- ※6 ゲリラ豪雨等の超高濁度時の脱水土の貯留に問題がない場合は必須としない。

### (3) 運転維持管理業務の対象施設

本事業の運転維持管理対象施設を表 1-5 に示す。本事業開始から新設施設完成までの期間は全ての既設施設を対象とした運転維持管理業務を実施する。

また、新設施設が完成した後は、新設施設と既設施設（うち継続利用施設）を対象とした運転維持管理業務を実施する。

なお、既設施設のうち撤去対象施設については、施設稼働を停止し、撤去工事に着手するまでを運転維持管理業務の対象とする。

表 1-5 運転維持管理業務の対象施設

対象施設 ※1	既設施設	※2、※3	新設施設
	継続利用施設	撤去対象施設	
排水処理施設	排水池※4	○	○
	排泥池	○	○
	濃縮槽	○	○
	旧排水処理棟		○
	既設排水処理棟	○	○
	新設排水処理棟		○
	排水処理本館		○
	放流水設備		○
	排水槽	○	○
	緊急用ストックヤード ※5		○
管廊	管廊	○	○
	排水処理施設敷地内の構内道路 ※6	○	○
	横水導水連絡管	○	○

※1 対象施設内に設置された機械設備、電気設備、計装設備、付帯設備、配管類等も運転維持管理業務の対象に含む。

※2 継続利用施設は運転維持管理業務の全期間を運転維持管理対象とする。

※3 撤去対象施設は運転管理業務の開始から当該施設の撤去工事着手までを運転維持管理業務の対象とする。

※4 収送ポンプは既設の継続利用とする。

- ※5 設置は必須ではないが、新設した場合に運転維持管理業務の対象とする。
- ※6 排水処理施設敷地内の構内道路については、運転維持管理期間中を通して業務範囲内の維持管理を行うこと。

## 第2 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 事業者の募集及び選定方法

#### (1) 事業者に求める役割

本事業は、既設の排水処理施設を稼働しながら同一敷地内で新たな排水処理施設を建設し、排水処理施設の運用に影響を出すことなく安全に新旧施設の切替えを行う必要がある。このため、事業者に対しては、以下に示す本事業の特殊性に留意しつつ、幅広い技術の活用や創意工夫の発揮により、効率的かつ安全な設計及び工事の実施並びに水の供給を支える排水処理施設の安定的・継続的な運転維持管理を求めるものである。

- ① 本事業は限られた敷地の中で、新施設の建設と運転の切替え、既存施設の撤去等を排水処理施設の運用に影響を与えることなく順次行うものであり、施工難易度が高い。
- ② 既存の排水処理施設を稼働しながら新たな排水処理施設に変更するため、新旧の排水処理施設の安定的な運転と、安全な切替えに対応した運転計画が必要であり、設計段階から維持管理業務で発生する諸課題を想定した検討を行うことが重要となる。
- ③ 本事業は長期間にわたることから、本事業を確実に実行する計画と、緊急時を踏まえた業務実施体制を構築するとともに、本事業を取り巻く環境の変化や技術の進歩等に対しても、企業団との相互協力のもとで柔軟に対応していく必要がある。

企業団では浄水発生土の有効利用の取組みとして、創設当時から乾燥機を設置し、有価物として活用してきた。

その後は、当該市場の再編により、浄水発生土は全量を産業廃棄物として処分しており、現在は、乾燥機を撤去し、脱水土として搬出した後、道路埋め戻し材等に二次利用している。

また、現在、企業団では事業活動全体を通じて、省エネルギー化および脱炭素化を進めていることから、事業者には、これまでと現在の企業団の取組みを考慮した取組を求める。

#### (2) 事業者選定方法

本事業における落札者の選定は、総合評価落札方式により行うものとし、競争性及び透明性の確保に配慮した上で、技術提案及び入札価格を総合的に評価する。

なお、本事業の入札手続きは、次のとおり実施することを予定する。詳細は、入札説明書等で示す。

##### ア 入札参加資格確認

入札参加資格の確認として、「第3 入札参加者の備えるべき参加資格要件」に定める参加資格要件を満足することを確認する。

##### イ 提案内容の審査

上記アにおいて、本事業の入札参加資格要件を満足すると確認された入札参加者から、本事業に係る具体的な業務の実施方法等について提案を受け、別途示す要求水準書等を満たしていることの確認として、基礎審査（要求水準未達の有無等の確認）を行う。その基礎審査を通過した入札参加者の提案内容及び入札価格を総合的に評価した上で、落札者を

決定する。

なお、提案内容の審査は、書面での提出を受けるほか、プレゼンテーションを通じて行う。

#### ウ 落札者決定基準の主な着眼点

落札者決定基準の詳細は入札説明書等で示すものとするが、入札参加者の社会的信頼性や業務実績等の評価に加え、以下の着眼点において提案内容（技術提案）を評価する予定である。

##### 【技術提案に関する評価の着眼点】

- ① 既存施設を稼働しながら運用に影響を与えることなく更新するための事前調査・設計、建設工事の具体的な方法
- ② 新・旧施設の運転切替計画の実現性・具体性
- ③ 災害対策を含めた、安全かつ効率的な運転維持管理の方法
- ④ 脱炭素社会への貢献等、環境への配慮に関すること
- ⑤ その他、本事業に関する独創的な提案

## 2 事業者の募集及び選定の手順

### (1) 事業者の募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は表 2-1 のとおりとする。

なお、企業団の事情により下記予定を変更することがある。その場合は、ウェブサイト等で周知する。

表 2-1 事業者の募集及び選定スケジュール（予定）

実施事項	日 程
実施方針（案）等の公表	令和7年3月21日
現場見学（Web開催）	令和7年3月21日 ～令和8年6月
第1回資料閲覧（※希望者にCD等で貸与）	～令和7年4月18日
第1回質問・意見の受付（実施方針（案））	～令和7年4月18日
第1回質問・意見に対する回答の公表	令和7年6月中旬
要求水準書（案）の公表	令和7年7月中旬
第2回資料閲覧（実施）	～令和7年8月6日
現地調査の実施	令和7年8月上旬 ～令和7年8月下旬
第2回質問・意見の受付（要求水準書（案））	～令和7年9月上旬
第2回質問・意見に対する回答の公表	令和7年10月下旬
入札公告、入札説明書等（入札説明書、実施方針、要求水準書、契約書（案）、落札者決定基準、様式集）の公表	令和7年12月
現地調査の実施	～令和8年1月
第3回質問・意見の受付（入札説明書等）	～令和8年1月
第3回質問・意見に対する回答の公表	令和8年2月
入札参加資格確認申請書類の提出	令和8年2月
入札参加資格確認通知の送付	令和8年3月
第1回技術対話の実施	令和8年3月
第2回技術対話の実施	令和8年4月
入札（入札書及び提案書類の受付）	令和8年6月
技術提案書等に関するプレゼンテーションの実施	令和8年7月
落札者の決定及び選定結果の公表	令和8年9月
基本契約締結	令和8年10月
建設工事請負契約、運転維持管理業務委託契約の締結	令和8年11月

## （2） 応募手続き等

### ア 現場見学（Web開催）

現場見学として、Web上で、プラント内の360度画像の閲覧を実施する。

閲覧希望者は、守秘義務の遵守に関する誓約書（様式1）を電子メールにより提出すること。

なお、電子メール送信後、確認の電話を申込期限内に送信者の責任において行うこと。

（ア） 申込期間 令和7年3月21日から令和7年3月28日まで

（※確認電話の受付時間：平日の午前9時～12時及び午後1時～5時）

（イ） 申込先 総務部契約検査課 契約係

（電話番号） 045-363-4961

（電子メール） sagamihara\_haisui\_dbo@kwsa.or.jp

(ウ) 注意事項

- a プラント内の 360 度画像の閲覧は入札書及び提案書類の受付締切まで公開の予定とする。

イ 資料閲覧

本事業の実施方針（案）等の公表後に行う資料閲覧は、次のとおり実施する。

資料閲覧及びデータ借受を希望する者は、資料閲覧・データ借受申込書（様式 2）を電子メールにより提出すること。

また、資料閲覧にあたり、守秘義務等の遵守に関する誓約書（様式 1）を電子メールにより提出すること。

ただし、上記アもしくは第 1 回資料閲覧で守秘義務等の遵守に関する誓約書（様式 1）を提出済みの場合、提出は不要とする。

なお、電子メール受信後、3 業務日以内に企業団より受付完了メールを送信する。

(ア) 閲覧期間 令和 7 年 3 月 28 日から令和 7 年 4 月 18 日まで（第 1 回実施済）

令和 7 年 7 月 30 日から令和 7 年 8 月 6 日まで（第 2 回）

(イ) 閲覧場所 三ツ境庁舎

(ウ) 参加人数 各社 8 名以内とする。

(エ) 閲覧資料 一覧をウェブサイトで公表とする。

(オ) 申込期間 令和 7 年 3 月 21 日から令和 7 年 3 月 28 日まで（第 1 回実施済）

令和 7 年 7 月 18 日から令和 7 年 7 月 25 日まで（第 2 回）

（※確認電話の受付時間：平日の午前 9 時～12 時及び午後 1 時～5 時）

(カ) 申込先 総務部契約検査課 契約係

（電話番号） 045-363-4961

（電子メール） sagamihara\_haisui\_dbo@kwsa.or.jp

(キ) 注意事項

a 閲覧日時については、各申込者と調整の上、後日、企業団が指定する。

b 資料の閲覧・データ借受において、閲覧資料、その他資料及び本事業に関する質問・意見は一切受け付けない。

c 紙資料は、閲覧場所でのみ閲覧可能とし、その際に企業団職員が立ち会う。

d 閲覧場所において、紙資料のデジタルカメラ等による写真撮影は可とする予定であるが、資料によっては撮影に制限を設ける可能性がある。

e 企業団職員が立ち会いの上で複写機による紙資料の複写・スキャンを可とする。

ただし、複写機は持参とする。

ウ 第 1 回質問・意見の受付（実施方針（案））（実施済）

実施方針（案）等に関する質問・意見は、次のとおり受け付ける。

質問・意見を希望する者は、実施方針（案）等に関する質問・意見書（様式 3）を電子メールにより提出する。

なお、電子メール送信後、確認の電話を送付期限内に送信者の責任において行う。

- (ア) 送付期間 令和 7 年 3 月 28 日から令和 7 年 4 月 18 日まで  
(※確認電話の受付時間：平日の午前 9 時～12 時及び午後 1 時～5 時)
- (イ) 申込先 総務部契約検査課 契約係  
(電話番号) 045-363-4961  
(電子メール) sagamihara\_haisui\_dbo@kwsa.or.jp
- (ウ) 注意事項 閲覧資料に対する質問・意見は受け付けない。

## エ 第 1 回質問・意見に対する回答の公表（実施済）

質問に対する回答は、令和 7 年 6 月中旬までに提出者を伏せ、ウェブサイトで公表する。なお、本事業に対する意見については、非公表とするとともに意見者への回答も行わない。

## オ 汚泥及び脱水ケーキの提供

本事業の技術提案の検討のため、汚泥及び脱水ケーキの提供を実施する。

提供希望者は、汚泥及び脱水ケーキ提供申請書（様式 4）を電子メールにより提出すること。

- (ア) 申込期間 令和 7 年 3 月 21 日から令和 7 年 12 月 19 日まで  
(※確認電話の受付時間：平日の午前 9 時～12 時及び午後 1 時～5 時)
- (イ) 申込先 総務部契約検査課 契約係  
(電話番号) 045-363-4961  
(電子メール) sagamihara\_haisui\_dbo@kwsa.or.jp

### (ウ) 注意事項

a 提供時期は以下の 3 回とする。

詳細の日程は、企業団と採取希望者が調整し、決定する。

なお、日程の候補日は、企業団からのメールにより提示する。

- ・令和 7 年 6 月（実施済）
- ・令和 7 年 8 月（現地調査時）
- ・令和 8 年 1 月（現地調査時）

b 採泥容器等は事業者が持参とし、現地での提供に限るものとする。

## カ 現地調査

本事業の現地調査の詳細については、ウェブサイトで公表する。

### 第3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

#### 1 応募グループの構成等

入札参加者は、複数の企業等により構成されるグループ（以下、「応募グループ」という。）とする。

また、応募グループを構成する企業を「構成企業」とし、構成企業から業務を請負う企業若しくは受託する企業を「協力企業」という。

##### （1）応募グループの構成等

ア 応募グループは、設計を実施する企業、工事を実施する企業、運転維持管理業務を実施する企業により構成されるグループとする。

なお、各企業に必要な資格要件は「第3 入札参加者の備えるべき参加資格要件」の「3 各業務における参加資格要件」による。

イ 構成企業は、複数の業務を兼ねることは可とする。各企業に必要な資格要件を満たす場合は単独企業でも参加できるものとする。

ウ 応募グループの代表企業は、建設 JV の構成企業の中から定め、入札参加資格確認申請書類の提出及び入札手続きを行うものとする。

エ 応募グループは、入札参加資格確認申請書類の提出時に、代表企業及び構成企業の企業名並びに担当業務（機械、電気、建築、水道施設、設計及び運転維持管理のいずれか）について明らかにすること。

オ 入札参加資格確認申請書の提出後、構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると企業団が認めた場合に限り、構成企業の変更を認めるものとする。

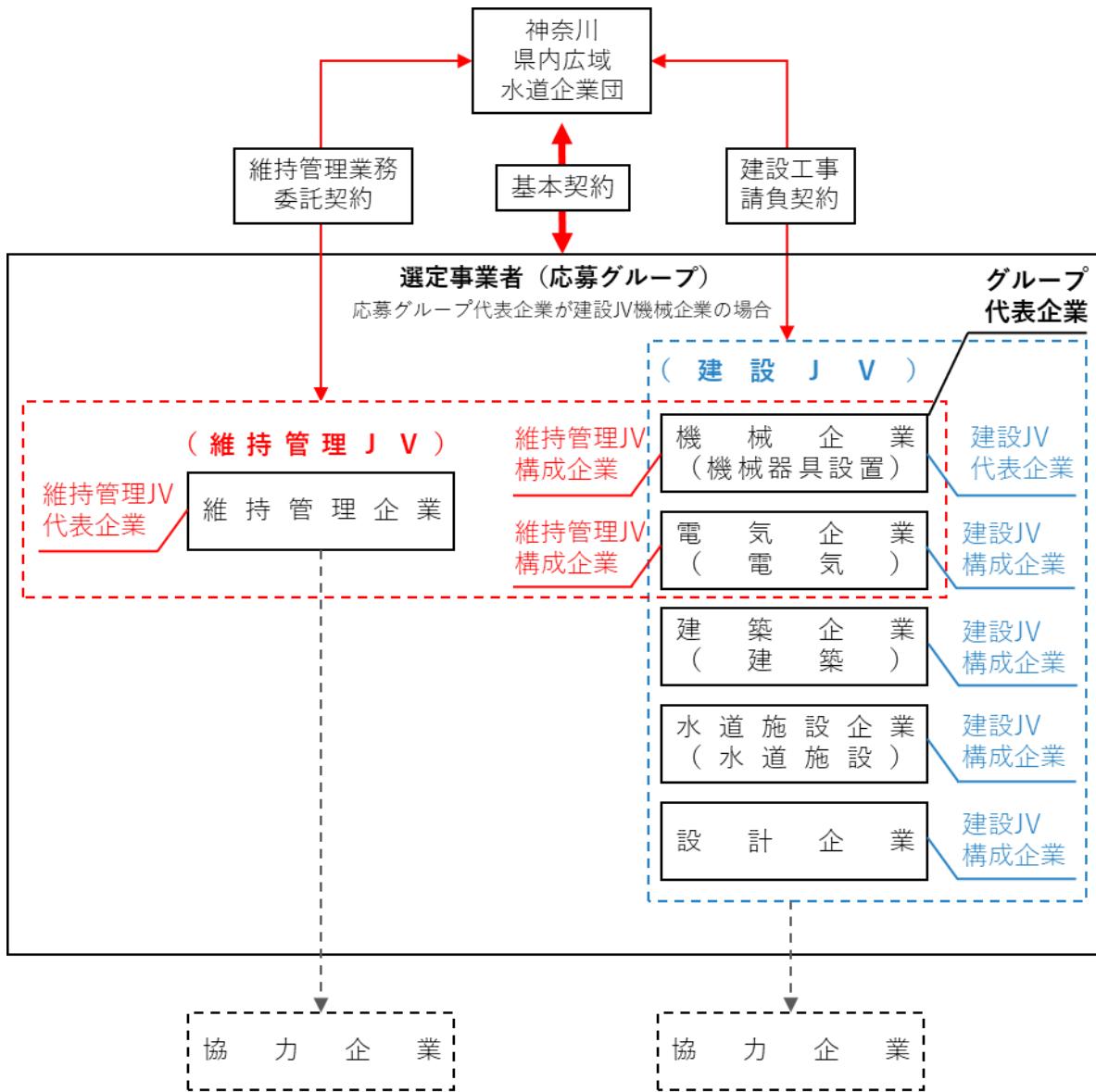
カ 応募グループの構成企業は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。

また、基本契約締結後において、選定されなかった応募グループの構成企業が、選定された応募グループの構成企業及び協力企業となることはできないものとする。ただし、やむを得ない理由により、企業団が承諾した場合は、落札に至らなかった入札参加者の構成企業が、落札した入札参加者の構成企業から業務を請負う若しくは受託することを妨げないものとする。

キ 応募グループが本事業の一部を協力企業に発注する場合、可能な限り神奈川県内に本社又は本店を有する企業の活用を検討すること。

## (2) 事業スキーム（参考例）

本事業のスキーム（例）を下図に示す。



注) 組成の1例であり、限定するものではない

- ※ 構成企業から応募グループ及び建設 JV、維持管理 JV の代表企業をそれぞれ 1 社選定するものとする。ただし、参加資格要件を満たす単独企業で参加の場合は建設 JV、維持管理 JV を結成する必要はないものとする。
- ※ 建設 JV、維持管理 JV の代表企業は、応募グループの代表企業と同一企業である必要はない。
- ※ 建設 JV の組成方法は事業者の提案とする。
- ※ 維持管理 JV は維持管理企業と応募グループの代表企業及び機械企業（応募グループの代表企業との兼務は可）を含むものとし、その他の構成企業の組成方法は任意とする。

図 3-1 事業スキーム（参考例）

## 2 共通の参加資格要件

応募グループの構成企業が共通で備えるべき参加資格要件は次のとおりとする。

- (1) 本事業に係る業務内容において、令和7・8年度競争入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」）に登録されているものであること。登録を受けていない企業等が構成企業として応募グループへの参加を希望する場合は、かながわ電子入札共同システムにおいて随時申請を行い、有資格者名簿への登録を完了させることとする。  
なお、随時申請には1か月程度以上の登録期間が必要であるため、留意すること。
- (2) 本事業の入札参加資格確認申請書類の提出締切日から基本契約締結日までの間のいずれの日においても、法令等に基づく営業停止等の措置、神奈川県内広域水道企業団指名停止等措置要領に基づく指名停止処分を受けていない者であること。ただし、指名停止を受けているもののうち、指名停止等措置要領別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件に照らして、本事業の入札にあたって支障がないと認める者について、入札公告等で定めるところにより、入札に参加できるものとする。
- (3) 次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者であること。
  - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
  - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
- (4) 令和6年9月27日に契約を締結した「西長沢及び相模原浄水場排水処理施設整備事業支援業務委託」の受託者又はこれらの者と資本面及び人事面において関連があり、競争性を害するおそれが認められる者でないこと。資本面において関連のある者とは、会社法（平成17年法律第86号。以下同じ。）第309条による議決権を行使することができる当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額100分の50を超える出資をしている者をいい、人事面において関連のある者とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。  
なお、「西長沢及び相模原浄水場排水処理施設整備事業支援業務委託」の受注者は、次に示すとおりである。

### 【株式会社NJS】

- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8第2項第1号に掲げる処分を受けている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びその構成員又はその構成員の統制下にある者でないこと。

### 3 各業務における参加資格要件

#### (1) 工事を実施する企業の要件

ア 工事を実施する企業は、基本契約の締結後に建設JVを結成するものとする。ただし、単独企業の場合は建設JVの結成は不要とする。

イ 建設JVを構成する1企業が要件を満たす複数の業種を兼ねてもよい。  
また、JVを構成する企業数に上限は設けない。

ウ 建設JVの代表企業もしくは単独企業は、建設業法第3条に定める「機械器具設置工事業」及び「水道施設工事業」の特定建設業の許可を有している者であるものとする。

エ 建設JVを構成する企業は、建設業法第3条に定める「機械器具設置工事業」、「電気工事業」、「建築工事業」、「水道施設工事業」のいずれかの特定建設業の許可を有している者であり、かつ、上記の全ての特定建設業許可を有している組み合わせであるものとする。

オ 建設JVを構成する企業は、構成企業が担当する業種に応じて、次の資格条件を満たすものとする。

- (ア) 機械器具設置工事を担当する構成企業は、上記エに掲げる「機械器具設置工事業」及び「水道施設工事」の特定建設業の許可を有している者であるものとする。
- (イ) 電気工事を担当する構成企業は、上記エに掲げる「電気工事業」の特定建設業の許可を有している者であるものとする。
- (ウ) 建築工事を担当する構成企業は、上記エに掲げる「建築工事業」の特定建設業の許可を有している者であるものとする。
- (エ) 水道施設工事を担当する構成企業は、上記エに掲げる「水道施設工事業」の特定建設業の許可を有している者であるものとする。

カ 建設JVの代表企業もしくは単独企業は、有資格者名簿において、「機械器具設置工事業」及び「水道施設工事」に登録されているものとする。

キ 建設JVを構成する企業は、建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査の総合評定値通知書における業種ごとの総合評定値（以下、「経審点」という。入札参加資格確認申請書類の提出日において、有資格者名簿に登録されている点数とする。）について、担当する業種の経審点が表3-1の点数以上であるものとし、有資格者名簿において、担当する業種に登録されているものとする。

表 3-1 本事業における業種ごとの経審点

項目	代表企業	機械企業 (代表企業以外)	電気企業	建築企業	水道施設企業
特定建設業許可 (業種) 経審点	機械器具設置工事業 1,100 水道施設工事業 1,100	機械器具設置工事業 1,000 水道施設工事業 1,000	電気工事業 —	建築工事業 —	水道施設工事業 —
有資格者名簿 (工事)	機械器具設置工事 ○ 水道施設工事 ○	機械器具設置工事 ○ 水道施設工事 ○	電気工事 ○	建築一式 ○	水道施設 ○

ク 建設 J V の代表企業もしくは単独企業は、公告日（令和 7 年 12 月予定）までの間に完成した、浄水場における機械脱水機設備を含む排水処理施設に係る更新・新設工事の元請としての施工実績を有すること。

なお、当該施工実績が共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、代表構成員の実績に限る。

ケ 機械企業は、公告日（令和 7 年 12 月予定）までの間に完成した、浄水場における機械脱水機設備を含む排水処理施設に係る更新・新設工事の元請としての施工実績を有すること。

なお、当該施工実績が共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、構成員として担当したものに限る。

コ 電気企業は、公告日（令和 7 年 12 月予定）までの間に完成した、高圧受配電設備を含む更新・新設工事の元請としての施工実績を有すること。

なお、当該施工実績が共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、構成員として担当したものに限る。

サ 建設 J V は、本事業の業種に係る監理技術者資格者証を有する者又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（以下「監理技術者等」という。）を施工現場に専任（※1）で配置できること。

なお、建設 J V を構成する企業ごとに監理技術者等を配置すること。

また、建設 J V を構成する 1 企業の担当する業種が複数ある場合は、業種ごとに監理技術者等を配置すること。ただし、同一の業種において、他の企業が監理技術者等を配置している場合、担当する業種に係る下請金額に応じて、監理技術者等の代わりに国家資格を有する主任技術者を配置することも可とする。

※1 建設業法第 26 条（監理技術者の専任緩和）の適用を可とする。

シ 上記サに掲げる者は、本事業の入札参加資格確認申請書類の提出日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用期間が3か月間経過しており、他の工事に従事していない者でなければならない。

なお、本事業の入札参加資格確認申請書類の提出日において他の工事に従事している者であっても、本事業開始当初より配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うものとする。ただし、上記サに掲げる者は、他の工事に従事してはならないが、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）については専任を要しない。

ス 建設JVの代表企業もしくは単独企業は、設計・建設の事業期間を通じて本事業に選任し、設計及び工事業務全体を総合的に調整・管理する統括責任者を配置できること。統括責任者は、統括等の業務経験を有する者とする。

## (2) 設計業務を実施する企業の要件

ア 設計企業は、基本契約の締結後に結成される建設JVを構成する企業として参加する。

表3-2に示すとおり、設計企業は有資格者名簿において、登録が認められている者とする。

表3-2 設計業務を実施する企業に必要な要件

項目	業種			
	機械	電気	建築	水道施設
有資格者名簿 (コンサル)※1	上水道 及び 工業用水道 ○	上水道 及び 工業用水道 ○	設備設計 または 建築設計 ○	上水道 及び 工業用水道 ○
一級建築士事務所登録及び一級建築士配置	—	—	○	—

※1 工事を実施する企業が自ら担当する工事（業種）の設計までを行う場合は、その業種の設計業務に係る有資格者名簿の登録は問わないものとする。

イ 建築設計を行う企業は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。

また、管理技術者又は担当技術者として、一級建築士を配置できること（※2、※3）。

なお、工事監理業務に求める要件も同様とする。

※2 事業者提案により本事業で設計・建設する建築物が一定規模（階数3以上かつ床面積の合計5,000m<sup>2</sup>）を超える場合は、設備設計一級建築士自ら設備設計を行うか、若しくは設備関係規程への適合性の確認を受けるものとする。

※3 事業者提案により本事業で設計・建設する建築物が建築基準法第20条第1項2号で

定められる建築物に該当する場合は、構造設計一級建築士自ら設計を行うか、若しくは法適合の確認を行うものとする。

**(3) 運転維持管理業務を実施する企業の要件**

運転維持管理業務を実施する企業は、次に示す要件をすべて満たすものとする。

ア 運転維持管理業務を実施する企業は、基本契約の締結後に、運転維持管理JVを結成するものとする。ただし、単独企業の場合は運転維持管理JVの結成は不要とする。

イ 運転維持管理JVの代表企業は、有資格者名簿（一般委託）において、「汚水処理施設等保守管理の委託」に登録を認められている者であり、公告日（令和7年12月予定）までの過去15年以内に完了した、浄水場における機械脱水機設備を含む排水処理施設に係る運転管理業務を元請として、3年以上継続して行った履行実績を有するものとする。

なお、当該履行実績が共同企業体の構成員としての履行実績の場合は、構成員として担当したものに限る。

ウ 応募グループの代表企業及び機械企業は、必ず運転維持管理JVに参加するものとし、その他の構成企業の参加については任意とする。（機械企業が応募グループの代表企業を兼務することは可）

**(4) 入札参加資格の確認**

入札参加資格の確認の基準日は、入札参加資格確認申請書類の提出締切日とする。ただし、入札参加資格確認後、落札者決定までの期間に、入札参加者が上記参加資格要件を失くすような事態が生じた場合には、以下の取扱いとする。

なお、詳細は、入札説明書等において示す。

ア 代表企業が資格要件を喪失した場合、当該応募者を失格とする。

イ 代表企業以外の構成企業が資格要件を喪失した場合、当該資格要件を喪失した構成企業を除外し、当該構成企業が請負、又は受託する予定であった業務について、新たに企業団へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成企業の役割分担の変更、又は構成企業の追加を認める。

## 第4 審査及び選定に関する事項

### 1 総合評価審査委員会

神奈川県内広域水道企業団総合評価審査委員会設置要綱に則り、中立かつ公正な審査・評価のために、本事業の事業者選定に際して、総合評価審査委員会を設置する。

総合評価審査委員会は、落札者決定基準をあらかじめ決定し、落札者決定基準に基づいて、入札参加者が提出した技術提案書等のうち価格以外の評価を行う。

なお、評価手順及び評価方法についての詳細は別途公表する落札者決定基準にて示す。

### 2 入札参加者の評価方法

入札参加者が提出した技術提案並びに設計、施工及び運転維持管理に係る計画策定能力や実現力、入札参加者の社会性・信頼性に関する資料に基づき算出した点数を総合評価審査委員会で決定する技術評価比重を乗じた値（技術評価点）と、入札参加者のうち最も低い入札価格を当該入札参加者の入札価格で除し、総合評価審査委員会で決定する価格評価比重を乗じた値（価格評価点）の合計の数値（評価値）をもって行うものとする。

### 3 落札者の決定

事業管理者は、評価値の最も高い入札参加者を落札予定者とし、落札予定者の申込みに係る価格が契約規程（昭和 44 年神奈川県内広域水道企業団企業管理規程第 8 号）第 14 条の 2 に規定する調査基準価格及び第 24 条の 2 に規定する調査基準価格を下回らなかった場合、当該落札予定者を落札者として決定する。

### 4 落札者の制限

事業管理者は、開札日以降に指名停止を受けた者のうち指名停止等要綱別表 1 から別表 3 までの各号に掲げる措置要件に照らして、本事業の契約に支障がないと認める者について、入札公告等で定めるところにより、当該入札の落札者とすることができます。

### 5 評価結果等の公表

事業管理者は、落札者が決定したときは、①落札者、②落札者を決定した理由、③入札参加者の評価結果について公表するとともに、当該落札者及び入札参加者にはメール等により結果を通知する。

また、各入札参加者が自らの評価点に疑義がある場合、公表があった日から起算して土日祝日を除く 2 日以内に、企業団に照会することができる。

なお、第 3 の 3 (4) に示す落札者決定までの期間とは、上記の当該落札者へのメール等による結果の通知又は企業団ウェブサイトへの公表のうち早いものを期限とする。

## 第5 落札後の手続

### 1 建設JVの結成

落札者は、基本契約の締結後に、本施設の設計及び工事を行うために建設JVを結成するものとする。

なお、建設JVに係る協定書様式は任意とする。

### 2 運転維持管理JVの結成

落札者は、基本契約の締結後に、本施設の運転維持管理を行うために運転維持管理JVを結成するものとする。

なお、運転維持管理JVに係る協定書様式は任意とする。

## 第6 提出書類の取扱い

### 1 技術提案の使用及び保護

入札参加者から提出された技術資料の著作権は、入札参加者に帰属する。入札参加者から提出された技術資料は公表しないものとするが、企業団が必要と認める場合、企業団と入札参加者の双方が合意の上で、入札参加者の技術資料の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

### 2 特許権等

技術提案に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、工法、手法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任・費用を事業者が負担する。

## 第7 民間事業者の責任明確化等事業の適切かつ確実な実施の確保に関する事項

### 1 基本的な考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。ただし、事業者が負うことができないと認められるリスクについては、企業団がそのすべて又は一部を負うこととする。

### 2 要求水準

本施設の設計、工事、運転・維持管理等に関する要求水準は、別途公表する要求水準書等に示す。

### 3 予想されるリスクと責任分担

本事業において予想されるリスク及び企業団と事業者の責任分担の詳細については、別紙8に示す。

### 4 事業の実施状況のモニタリング

企業団は、事業者が実施する本施設の設計、建設工事、運転・維持管理業務について、事業者が作成するモニタリング実施計画に基づき、モニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、別途公表する、要求水準書及びモニタリング基本計画（案）に定める。

## 第8 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、企業団と事業者は誠意をもって協議し、協議が整わない場合は、基本契約等に規定する具体的措置に従う。

また、基本契約等に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

## 第9 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業においては、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとる。  
なお、詳細は別途、基本契約等で示す。

### 1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

#### (1) 企業団による是正勧告等及び基本契約等の解除

事業者の提供するサービスが、基本契約等に定める本事業の要求水準を下回る場合、事業者の責めに帰すべき事由による債務不履行又はその懸念が生じた場合、企業団は事業者に対して是正勧告等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。

事業者が当該期間内に改善できない場合は、企業団は基本契約等を解除することができる。

また、事業者が倒産又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、基本契約等に基づく事業の継続が困難と合理的に考えられる場合においても、企業団は基本契約等を解除することができる。

#### (2) 基本契約等の解除に伴う損害

企業団は、(1) に示す基本契約等の解除が発生した場合、解除によって生じた損害のうち合理的な範囲について事業者に請求することができる。

### 2 企業団の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

#### (1) 事業者による基本契約等の解除

企業団の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は基本契約等を解除することができる。

#### (2) 基本契約等の解除に伴う損害

事業者は、(1) に示す基本契約等の解除が発生した場合、解除によって生じた損害のうち合理的な範囲について企業団に請求することができる。

### 3 その他の事由により事業の継続が困難となった場合

企業団及び事業者は、基本契約等に定める事由ごとに、その責の所在に応じて適切に対応する。

## 第10 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関する事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

### 2 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業に関する事業者への財政上及び金融上の優遇措置等は想定していない。

## 第11 対価の支払に関する事項

### 1 設計及び工事業務に係る対価

設計及び工事業務については、事業者が本事業の設計業務及び工事業務等を行い、企業団がその対価を支払う。

なお、詳細は別途、建設工事請負契約等で示す。

### 2 運転維持管理業務に係る対価

運転維持管理業務については、事業者が本事業の運転管理業務、保守点検業務及び修繕業務等を行い、企業団がその対価を支払う。

なお、詳細は別途、運転維持管理業務委託契約等で示す。

### 3 プロフィットシェア

本事業は、事業開始後も業務の効率化やライフサイクルコスト縮減の提案促進を図るため、プロフィットシェアの仕組みを導入する。要求水準を変更することによって実施可能な、より効果的で効率的な手法であって、本事業の実施に要するコスト縮減を伴う提案を行うことができ、コスト縮減が認められた部分をプロフィットシェアの対象とし、コスト縮減分をシェアする。コスト縮減分のシェア額やシェアの手法については、企業団と事業者が協議し、双方が合意の上で確定するものとする。

なお、詳細は別途入札説明書等で示す。

## 第12 その他

### 1 予定価格

#### (1) 予定価格の公表

本事業の予定価格については、入札公告時に提示する。

#### (2) 低入札価格調査等

本事業は低入札価格調査を行うものとし、低入札価格調査を行う基準となる価格は、別途要領で定める予定である。

低入札価格調査制度取扱要領（平成 25 年 4 月 1 日）に基づき準用する契約規程（昭和 44 年神奈川県内広域水道企業団企業管理規程第 8 号）第 14 条の 2 に規定する調査基準価格及び第 24 条の 2 に規定する調査基準価格に満たない価格での申込みが行われた場合の規定は、本事業の入札における低入札価格調査の取扱いについて準用する。

### 2 入札及び契約手続等

#### (1) 入札保証金

落札者は、契約規程（昭和 44 年神奈川県内広域水道企業団企業管理規程第 8 号）第 8 条に規定する入札保証金を支払わなければならない。ただし、本事業の入札に参加を希望する者が、第 12 条の条件を満たし、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、この限りではない。

#### (2) 契約保証金

建設工事請負契約の契約保証金は、請負代金額の 10% 以上とする。

運転・維持管理委託契約の契約保証金は、免除とする。

### 3 入札に伴う費用負担

入札参加者の技術提案及び入札に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

### 4 情報公開及び情報提供

神奈川県内広域水道企業団情報公開条例施行規則（平成 15 年 9 月 30 日）に基づき情報公開を行う。

また、情報提供は、適宜、神奈川県内広域水道企業団のウェブサイト等を通じて行う。

### 5 本事業の実施方針に関する問い合わせ先

本書に関する問い合わせ先は、神奈川県内広域水道企業団総務部契約検査課契約係とする。

（電話番号） 045-363-4961

（電子メール） sagamihara\_haisui\_dbo@kwsa.or.jp

なお、本書の内容については、応募手続に示す「第 1 回質問・意見の受付（実施方針（案））」時のみ受け付ける（実施済）。

### 6 その他

本入札に関わる例規等は、入札公告時点で最新のものを適用するものとする。